

保健所・保健センター—整備の基本的な考え方

保健所保健企画課

保健所・保健センターの整備に関し、現在の役割や機能を果たす施設の考え方を位置づけます

[目次]

1－(1)	保健所・保健センター整備の背景と趣旨	2
1－(2)	保健所・保健センター整備の基本的な考え方の範囲	2
2－(1)	保健所業務概要	3
2－(2)	保健所施設の状況	3
2－(3)	保健所の利用状況	4
2－(4)	保健所施設の現状と課題	5
3－(1)	保健所業務の将来展望	7
3－(2)	導入機能と施設	8
3－(3)	整備手法の可能性	9
3－(4)	整備地の候補	9
4	各種計画や施策との連携	10
5	整備期間の考え方	10
6	参考資料 パブリックコメント結果概要	11

1－（１） 保健所・保健センター整備の背景と趣旨

本市は、平成29年4月に、保健所政令市へ移行し、茅ヶ崎市保健所を開設しました。

政令市に移行し5年が経過し、その間、県から引き継いだ保健所の中心的な事業である感染症対策事業や食品衛生業務全般において、県と同等の専門性を維持しつつ、さらなる市民サービスの向上につなげることができるよう、事業を推進しています。令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症においては、県を経由することなく、最新の情報が集まることで、迅速・的確な健康危機管理体制を運用しています。

現在の、保健所庁舎については、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所を借用し運営しています。市保健所は、保健センター機能を兼ね備えており、従来、本市が実施していた母子保健業務やがん検診などの市民サービスをあわせて実施していますが、施設の狭隘さや、老朽化などの課題に直面しています。

また、近年、地域の公衆衛生対策や新興感染症等の健康危機対応に市民の関心が寄せられているなか、市民のニーズに即したきめ細やかで効果的な事業に取り組むとともに、市民の安全・安心な暮らしを守っていくためにも、より機能的で充実した施設整備を行う必要があります。

この「保健所・保健センター整備の基本的な考え方」では、保健所及び保健センターについて、施設の整備の考え方を明らかにするものです。

1－（２） 保健所・保健センター整備の基本的な考え方の範囲

「茅ヶ崎市保健所・保健センター整備の基本的な考え方」では、従来の茅ヶ崎市保健所・保健センターの役割を果たすことが可能な施設であることに加え、有事の際に必要なとされる市の様々な機能を補完することが可能な施設整備までを範囲とします。

整備に関し整備候補地や各諸室の面積や建設手法、予算などの具体的な整備手法については、この「茅ヶ崎市保健所・保健センター整備の基本的な考え方」に含めず、今後検討を進めていく中で決定してまいります。

用語解説

保健所とは・・・地域住民の健康を支える中核となる施設です。疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っています。地域保健法に基づいて、都道府県、指定都市、中核市、特別区などに設置されています。

保健センターとは・・・健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための施設です。地域保健法に基づいて多くの市町村に設置されています。

[厚生労働省 HP より]

2-（1） 保健所業務概要

本市は、保健所政令市として、地域保健法第6条に基づき、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する必須の業務を行うほか、同法第7条に基づき、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を行っています。

対応する人員体制について、令和3年4月時点では、令和2年度より増員し、161名で対応しました。なお、5月以降、ワクチン接種業務が本格化、7月から第5波、令和4年1月からは第6波と呼ばれた、新型コロナウイルス感染症患者急増の波への対応が始まり、保健所のみならず、市役所各部からも職員を動員しました。さらに、市職員に加え、人材派遣会社から派遣されたスタッフや大学とも連携した対応を行っています。

将来的には、保健所職員を新型コロナウイルス感染症まん延以前の規模に縮小することが予測されますが、再度新興感染症が流行することも想定した保健師の増員や事務処理体制の構築など、非常時の体制のあり方などについては、検証し体制を整えていくこととしています。

令和3年4月1日現在 保健所職員配置状況

	総数	一般事務職	医師※1	臨床検査技師※1	診療放射線技師※1	歯科衛生士	栄養士	保健師	精神保健福祉士	衛生監視員	狂犬病予防員※2	再任用職員 (フルタイム)	再任用職員 (短時間)	会計年度任用職員								
														一般事務職	保健師	看護師	歯科医師	歯科衛生士	栄養士	発達指導員	保育士	助産師
総数	161	38	1	0	0	1	7	27	4	13	0	2	1	18	8	7	1	10	6	5	4	11
所長	1		1																			
副所長	1	1																				
保健企画課	6	4						2														
地域保健課	22	8		(1)		1	3	4				1	1	2		2	1					
保健予防課	23	8	(1)		(1)			8	4					2	2	1						
衛生課	18	2								13	(6)	1		2								
健康増進課	90	15					4	13						12	6	4		10	6	5	4	11

※1 () 書きの医師、臨床検査技師、診療放射線技師の人数については、市立病院との兼務のため総数にカウントしない。

※2 () 書きの狂犬病予防員の人数については、衛生監視員と重複しているため、総数にカウントしない。

2-（2） 保健所施設の状況

現保健所は、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の土地建物の一部を県知事の許可を得て使用しており、保健所としての事務に加え、保健センター機能を果たしています。

無償貸与期間を過ぎた令和4年度からは、土地建物の一部使用にあたり、所有者である県に約702万円の使用料を支払っています。

茅ヶ崎市保健所施設の概要

土地	所在地	用途		面積	市使用許可面積
	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	敷地		3,916.77 m ²	466.193 m ²
建物	名称	構造	建築年月	延床面積	市使用許可面積
	茅ヶ崎保健福祉事務所庁舎	RC造3階建	昭和46年4月	2,872.66 m ²	2,602.960 m ²

2-(3) 保健所の利用状況

幼児健康診査事業は、毎週2日間実施し、年間約3,500組の親子の来所があります。そのほか母子健康手帳の交付やがん検診などで多くの方々が保健所を訪れます。保健所業務特有の、医師、歯科医師、薬剤師関係の許可業務のほか、食品衛生、理美容、薬事関係の許可業務についても常に一定の来所者があります。

また、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の普及に伴い、年間61件（更新含む）のキッチンカーの審査（令和3年度）や生活環境の変化による特別な悩みを抱える方に対する相談業務なども増えています。

保健所内で実施している主な事業における来所者・件数（令和2年度）

地域保健課	医療関係許可等の申請関係総数（病院・一般診療所・歯科診療所等）	378件
	医療関係従事者の免許に関する申請等の総数	342件
	特定不妊治療助成事業申請件数	410件
	歯科検診（保健所受診者）	211名
保健予防課	精神保健福祉業務相談件数	2,132件
	結核接触者健康診断（保健所受診者）	63名
	エイズ検査	26件
	難病申請件数	832件
衛生課	犬の鑑札交付件数	1,507件
	キッチンカー審査（令和3年度統計）	61件
	食品衛生責任者講習会出席者	757名
	食品衛生許認可等の申請関係者総数	3,271名
	理美容関連許認可等の申請関係者総数	313名
	薬事関連許認可等の申請関係者総数	933名
健康増進課	1歳6ヶ月児健康診査	1,776名
	3歳6ヶ月児健康診査	1,782名
	すくすく7ヶ月児育児相談	311名
	母子健康手帳交付件数	868件
	がん検診受診者数	3,395名

2 - (4) 保健所施設の現状と課題

新型インフルエンザ等感染症などの流行による健康危機や精神疾患、生活習慣病患者の増加に見られる疾病構造の変化、食の安全への意識の高まりなど、保健福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。保健所では、地域における公衆衛生の水準の向上及び健康基盤の強化を目指して、様々な事業に取り組んでいます。

特に、新型コロナウイルス感染症に関しては、本市が保健所政令市になった利点を最大限生かし、患者対応や疫学調査、施設調査等、住民に寄り添いながらスピード感を持った対応に努めてきました。

しかしながら、現庁舎で業務を継続する中で、様々な課題も散見されています。

【ハード面】

現施設は、昭和46年4月から供用しており、築50年が経過しています。平成26年度から28年度の保健所移管に向けた準備期間に、空調や屋上防水工事を、さらに、移管後も手洗器の自動水栓化や給排水設備の修繕などを行っていますが、老朽化に伴い、壁面の欠損や天井の腐食などが見られます。

建設当時は多く使用されていたアスベストについては、現行法令に適合するよう対策を講じ、健康被害がないよう封じ込めてありますが、床材や備え付けの備品関係に存在しています。

バリアフリーの視点では、多くの市民利用がある1階部分について、間口が1mに満たず、車椅子やベビーカー利用者のすれ違いができないほか、わずかながらも段差があり、現代の施設整備とは差がある現状です。

また、現施設は、諸室ごとに施錠はできるものの、セキュリティーゾーンなどの区別が無く、来庁者が各諸室に自由にアクセスできてしまう構造になっています。結核やHIVなどの検査の際は特にプライバシーに配慮が必要なので、検査実施日には、限られた方のみが利用することができるようゾーニングを工夫し運用しています。



【ソフト面】

保健所政令市移行に伴い、神奈川県保健福祉事務所が担っていた業務のうち、保健所が行う専門的業務を引き続き実施しているほか、福祉部やこども育成部等との事務事業の整理を経て、公衆衛生に関する施策を総合的に推進してきました。一方、市保健所開所から5年が経過し、社会経済状況も大きく変化している中において、事業実施スキームを検証するとともに、施設の在り方を検討する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症対応のために令和2年度以降、災害対応体制を構築し対応しており、災害対応業務にも柔軟に対応できる施設を検討する必要があります。



敷地内に設けた特設 PCR 検査場

【地理的・立地的配慮事項】

母子健康手帳の交付や、児童虐待への対応、障がい福祉の推進など、福祉部やこども育成部を中心に、市役所本庁舎の他部局とのスムーズな連携を図ることが求められています。

現保健所には、来所者用駐車場及び公用車駐車場、駐輪場など屋外スペースがあることで、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う、集団 PCR 検査などにも柔軟に対応することができています。今後も、感染症対応の際には同様に屋外スペースを活用する機会があることが見込まれることから、十分なスペースが必要です。

また、野生動物や狂犬病関連事務、キッチンカーの審査など、屋外での作業を伴う業務があり、そのような業務に対応できなければなりません。



ワクチン接種会場

【その他運営上の留意点】

現在取り組んでいる新型コロナウイルスなどの感染症対応やコロナワクチン接種事務、食中毒や野生動物に関する休日・夜間の急を要する通報への対応は、警備員が行っています。保健所整備後の運営方法については、適宜、運営上の課題を踏まえ対応していく必要があります。



保健予防課

3-（1） 保健所業務の将来展望

令和3年度を始期とする茅ヶ崎市総合計画に規定する将来都市像「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」を実現するために位置づけられた政策目標の実現に向けて、これまで以上に他部局との連携を図りながら保健所事業を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、公衆衛生の拠点である保健所は、市民からの関心を集めています。加えて、現在の保健所は、保健センターとしての機能も有していることから、市民の「健康づくりの拠点」「子育て支援の拠点」としての役割も期待されています。

保健所整備にあたっては、既存の保健所業務の強化を図るとともに、次に掲げる事項を中心に検討を進めていきます。

- （1）子育て支援部門との連携をさらに強化し、母子保健事業に係るシームレスな支援が行えるような整備を検討します。
- （2）すべての人がいつまでも健やかに生活できるよう、時代のニーズに対応した健康づくり機能の整備を検討します。
- （3）新興感染症の発生や大規模災害等の発生に伴う、不測の業務にも対応できるような機能の整備を検討します。

総合計画における政策目標

政策目標1 子ども・若者・子育て支援の充実

1	妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じたきめ細かな支援を通じて、子どもと保護者の心身の健康を守ります。
2	子どもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて、安心して子育てすることができる環境をつくりします。
3	行政・地域・関係機関の連携を強化し、地域全体で子育てを支援します。

政策目標3 保健衛生・医療体制の充実

1	地域のネットワークをはじめとする社会関係資本（※）を活用した地域保健基盤を強化し、市民が安心して暮らすことができるよう、地域保健対策を推進します。
2	公衆衛生（※）の水準を向上させるため、地域での総合的な政策展開を図るとともに、日ごろから健康危機管理体制の構築や監視・指導等を行い、きめ細かな保健衛生サービスを提供します。
3	市民自らの主体的な健康づくりを促進するため、それぞれのライフステージに応じた、健康づくりに関する支援を充実します。
4	高まる医療需要を見据え、地域の医療機関との連携および役割分担を推進し、市民の健康を守るために必要な医療提供体制を確立します。

用語解説

社会関係資本（※）・・・「信頼」「社会規範」「ネットワーク」など、人々の協調行動の活性化により、社会の効率性を高める事ができる社会組織に特徴的な資本のこと。

公衆衛生（※）・・・地域社会において、人々の疾病を予防し、健康を保持・増進するため、公私の機関によって組織的に行われる衛生活動のこと。

3- (2) 導入機能と施設

保健所・保健センターの整備にあたっては、次の3点を意識し、幅広い年齢の方が、障がいの有無にかかわらず、安心して利用することができる施設とします。

保健所・保健センター整備のポイント	
茅ヶ崎市保健所エリアの特性に合う公衆衛生業務を着実に実施することができる	
新興感染症のまん延時や大規模災害時においても、安定的な公衆衛生サービスを提供することができる	
ゆとりをもった共用部や検査エリアなどをゾーニングし、あらゆる利用者が安心して利用できる	

施設の構成は、主に保健所の「事務機能」、検診・診察・検査を行う事ができる「保健センター機能」、医薬品や事業に必要な備品や消耗品、動物関係にまたがる「ストック機能」及び、業務をする上で必要な設備が中心の「付属施設」などがあります。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験から、今後起こり得る新興感染症への対策や災害、その他特別に発生した業務の特設事務スペースを兼ねる「会議室」を設ける等、有事の人員増に対応できる拡張性を持った施設整備が必要です。

また、保健センターには、共用部分を広く設け待合などとしても活用し、広めの諸室を目的に応じて仕切り、効率的に活用することに加え、個別の専用診察室を設け、利用者へ配慮することが必要です。

そこで整備にあたっては、以下の点を踏まえた施設の整備を検討します。

区分	項目	区分	項目
事務機能	所長室	ストック機能	倉庫
	副所長室		各課分
	保健企画課		新型インフルエンザ対応分
	地域保健課		感染性廃棄物置場
	保健予防課		廃棄物置場
	結核・HIV等検診室	付属施設	書庫
	検体・薬品保管場所		印刷室
	専用相談室(精神など)		男子更衣室
	衛生課		女子更衣室
	犬舎		シャワー室
	衛研倉庫(貯蔵庫)		給湯室
	倉庫(車庫棟)		通信設備等管理室
	検体薬品等保管場所		変電室
	健康増進課		機械室
	冷蔵庫・薬品保管場所		自家発電室
洗濯ルーム	警備室(警備手法に応じて)		
会議室	会議室1~4(可動式壁面仕様)		休養室(男女別)
	会議室用備品庫		駐車場 40台(公用含む)
保健センター機能 (検診・診察・検査)	検診待合ホール		駐輪場 180台(公用含む)
	備品庫		休憩スペース
	検診・診察室 (広いスペースと個別診察室複数)	トイレ	
	相談室	みんなのトイレ	
	聴覚検査室	授乳室	
	視覚検査室	エレベーター複数機	
	待合コーナー	階段複数力所	
	栄養指導室・調理室	ロビー	
	検診時、常勤職員以外の待機スペース	風除室	
	保健センター倉庫	通路	

3－（3） 整備手法の可能性

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるため、国では、平成27年12月に、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を定め、人口20万人以上の自治体は、優先的検討規程を定め、これを的確に運用することを要請しています。本市でも、29年1月に「公民連携(PPP)事業手法優先的検討ガイドライン」を策定し、公共施設等の整備等に当たっては、直営といった従来手法に優先して、多様な公民連携事業手法を検討することとしています。

保健所整備につきましては、新たな公共施設整備の実施となりますが、施設整備を市が直営で行う、または、施設整備を民間実施としたうえで施設の一部を民間施設として活用するなど、多様な公民連携(PPP)手法が考えられるため、様々な整備手法を検討します。

3－（4） 整備地の候補

保健所・保健センター整備地については、「茅ヶ崎市地域医療センター南側敷地」や「現保健所敷地」等を候補の中心に据え検討します。整備地については、保健所・保健センターの担う役割を十分に果たし、市民サービスの向上を果たしながらも、「公共施設等総合管理計画」の考え方を十分に考慮し、整備手法に応じた期間や建設費、完成後の運営方法などを含め検討します。

また、検討に際しては、庁内関係各課のほか、関係機関とも協議します。

4 各種計画や施策との連携

保健所整備事業を実施計画2025策定過程の中で議論するとともに、公共施設マネジメントに関する各種計画との整合をとりながら、整備を進めます。また、保健所各業務や、こども育成部、福祉部及び環境部など、関連する部局の所管する計画の進捗と歩調を合わせた整備を推進します。

茅ヶ崎市実施計画2025
茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画
公共施設整備・再編計画（改訂版）
公民連携（PPP）事業手法優先的検討ガイドライン

5 整備期間の考え方

整備期間については、地域医療センター南側敷地への移転の場合、市所有地であるため、設計、建設工事、移転という流れとなり、事業期間は4年を想定しています。

現保健所敷地への整備の場合、土地及び建物が神奈川県所有であることから、取得交渉が必要となるとともに、施設整備にあたっては、事務所の仮移転及び建物の解体工事が追加として必要となります。そのため、地域医療センター南側と比較すると、追加項目として、土地・建物取得、仮設事務所移転等に対応する期間が必要となり、施設整備期間については、順調に事業が進捗した場合においても、事業着手から6年の期間が必要となります。

【参考資料 パブリックコメント結果概要】

「保健所・保健センター整備の基本的な考え方（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

1 募集期間 令和4年9月1日（木）～令和4年9月30日（金）

2 意見の件数 17件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	2人	人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	保健所施設に関する御意見	4件
2	保健所整備の詳細に関する御意見	3件
3	保健所業務に関する御意見	7件
4	パブリックコメントの実施に関する意見	1件
5	その他の意見	2件
合計		17件

※「令和4年度事業実施方針（骨子）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

6 パブリックコメント実施結果による修正部分

パブリックコメントの結果を受けて修正を行った箇所は次のとおりです。なお、ページ番号は、パブリックコメント実施時の案におけるページ番号を示しています。

修正後	修正前
<p>6 ページ</p> <p>【ソフト面】</p> <p>保健所政令市移行に伴い、神奈川県<small>の</small>保健福祉事務所が担っていた業務のうち、保健所が行う専門的業務を引き続き実施しているほか、福祉部やこども育成部等との事務事業の整理を経て、公衆衛生に関する施策を総合的に推進してきました。</p>	<p>6 ページ</p> <p>【ソフト面】</p> <p>保健所政令市移行に伴い、神奈川県<small>の</small>保健福祉事務所が担っていた業務_____を引き続き実施しているほか、福祉部やこども育成部等との事務事業の整理を経て、公衆衛生に関する施策を総合的に推進してきました。</p>

